

市議会の求めによって審議・開催された

**『町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会』の答申(=引き
下げ勧告)を無視し、三多摩でダントツ高い期末手当を改めな
い町田市議会!** (草の根ニュースNo.2 2010/9~No.23 2013/12)

住民訴訟となっている、「町田市議会政務活動費裁判」

議会の情報公開制度(透明度)No.1 ! ?

実態は不透明度 No.1 ! ?

政務調査・活動費の不正支出疑惑 について

ガパンカードの名前と番号は開示すべしとの

『町田市行政不服審議会』の答申(=勧告)を無視し

徹底した情報非公開(=隠ぺい)の町田市議会 !!

(草の根ニュースNo.41 2017/3/7~No.43 2018/12/10)

町田市議会が行っていることは

間違いであり

間違いを間違いだと認め

間違いをただすことから

本当の議会改革が始まる!!!





【参考】

戸塚正人議員の議長就任のあいさつ（抜粋）

「私は、これまで4期16年という議員活動をさせていただいた中で、様々な経験をさせていただきました。その中で感じましたのは、もっと市民に開かれた市議会にする必要があるということです。それには、これまでどおり市役所だけではなく、町田市課題について、市議会として、地域に積極的に出ていく、そして現場の声を聴きながら、その学びを生かして行政のチェック機関として市議会で議論していく必要があると考えます。

今後はあらゆる町田市の課題について、現場の意見を積極的に伺う体制づくりを構築してまいりたいと思います。

今後、ウクライナ危機や、引き続き予断を許さない新型コロナウイルス感染症、それ以前に、少子高齢化や、生産年齢人口による財政状況への影響を考えなければならない中で、地方自治体や地方議会に求められるものは大変大きいものと考えています。ぜひ皆様方とともに、町田市議会をより良いものにし、町田市発展のために尽力いたしたいと思っておりますので、どうぞ今後とも皆様方のご協力を心からお願いいたします」



【参考】

いわせ和子議員の副議長就任のあいさつ（抜粋）

「昨年の12月議会で町田市議会は議長不信任決議案を可決するなど、町田市議会は大きな信頼を失いました。私は、間違っていることは間違っていると誰もがはっきりと発言できる議会にしたいと考えています。町田市議会への信頼を回復するために、時間はかかると思いますが戸塚議長をしっかりと支え、明るい、開かれた議会を目指していきます。そして子育てや、介護などに直面している議員さんが無理なく活動できる環境整備にも注力したいと考えております。最後に議会の中でも、信頼関係が築けるよう努めていきます。」

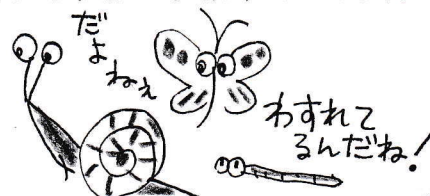
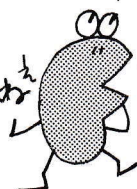
【参考】

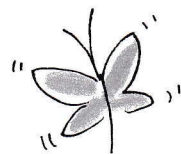
令和4年2月20日執行 町田市議会議員選挙 選挙公報より 抜粋

吉田つとむ議員

「議会の情報公開制度(透明度)に関して、町田市議会は東京都内の自治体でNo.1と評されていますが、そのことに満足せず、政治家個人の活動の自己開示に取り組み、一般議員の時も、議長時代も、現在も、オープンな政治家であることをいち早く実践推進してきました」「情報公開・情報開示 行政と議会の情報公開を限りなく追及する。他方で、若者に信頼される政治と政治家を生み出すために、政治家個人の情報開示も欠かせない。」

不服審議会に
申し立てしたの
たしか 吉田議員の
議長時代だよ





町田市議会議員は

議会の権限である議案審議とは関係のない“一般質問”に

8割9割のエネルギーをかけている！



市長の権限は「議案を提出すること」であり、議会の権限は「議案を審議し決定すること」だ。

今定例会で、4日間、33人の議員が1時間・・・の一般質問を行い、

他方、議案、条例や予算については4つの委員会でわずか2日間の審議。

一般質問とは、議会の権限とは関係のない、行政の一般事務についての質問。

ただし、議案、条例や予算については質問できない。

よく言えば、政策議論、悪く言えば井戸端会議、議会権限から言えば世間話。この一般質問に8割9割のエネルギーをかけているのが町田市議会。

一番大切な予算審議や条例の審議には関心がないのか。何かがおかしい！？

会派があるのだから、予算審議を本会議場で堂々と議論するのが議会の姿ではないか。

町田市議会には、議会基本条例がない。

他の市町村では、予算案、条例案についての議員間の討議、議会報告会、議員活動情報の公開など『議会基本条例』を定めて、普通に行われている。

例えば、お隣の多摩市議会はなんと2010年に議会基本条例を制定！

昨年には制定10年となり、議会基本条例の達成度合いについての検証を行っている。八王子市議会、相模原市議会は、2014年に議会基本条例を制定。また、八王子市議会は、多摩市議会と同様に、2018年度には議会基本条例達成度合いについての検証を、専門家や大学生などの外部の立場からの評価も含め行い、しかも市民に公開して行うなど、進化させている。

※草の根IP議会・議会傍聴「八王子市議会初の『議会報告会』に参加しました！」(2014/11/29)

今や議会基本条例は議会改革の常識！

市民の常識から取り残されている町田市議会の改革を心から願っている！！！！



地方自治法 第6章 第2節(権限) 第96条

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2022年2月10日、8回目の審理を経て、

9回目の審理は4月14日です！

HPで、裁判の書面等 報告できるよう準備しています！！

草の木根

◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の木根』のホームページをご覧ください！

<http://www.machida-kusanone.com>